

「匠」認定制度要領

第1条（匠認定制度の目的）

1. ボーリングオペレーターおよび地質調査業の社会的地位の向上を図るものである。
2. 青少年が誇りを持って、オペレーターおよび地質調査業に携わる者になろうとする社会的基盤を築くものである。
3. ボーリングオペレーターの職務に対する自負の向上を図るものである。
4. 若手の育成を含め、優れたボーリング技術の伝承を図るものである。
5. ボーリングオペレーターがやりがいを見いだせる基盤を構築するものである。
6. 当業界が、優秀なボーリング機長や技術を有し、社会に対する貢献度が高い業界であることを広報するものである。

第2条（匠の資格要件）

1. 認定者の対象範囲は、協会員企業の社員またはその協力業者（一人親方を含む）とする。
2. 認定を受けることができる対象者は、基本的にはボーリング機長（地質調査技士有資格者）とし、地質調査業務の実務経験を30年以上有し、かつ地質調査技士として20年以上ボーリングに従事しているもの。
3. 実務経験の詳細については、特に、取り決めるものではないが、以下のような実績が認定の基準となる。
 - ① 掘進長100m以上のボーリング調査経験者
 - ② 特殊な原位置試験の実施経験者
 - ③ 特殊な現場条件下での調査経験者
 - ④ 重大なトラブルに対応した経験を有するもの
 - ⑤ 掘進技術や試験技術の創意工夫に優れた実績を有するもの
4. 認定を受けるものの品位や経歴について、偽りや歪曲を無くすべく、2社以上の企業（協会員）からの推薦を受けていることとする。
5. 勤務実績、日常行為等において、他のオペレーターや技術者の模範と認められるものであること。（後進の指導にあたっているもの）
6. 過去において禁固以上の刑に処せられたことのないもの。

第3条（匠の募集について）

1. 協会員企業の社員またはその協力業者（一人親方を含む）の中から、公募によるものとする。
2. 応募期間は、毎年10月1日から12月28日とする。
3. 応募するものは、「第5条（提出書類について）」に記載されている必要書類を揃えた上、応募期間内に協会へ提出するものとする。なお、実績については、書式等の定めはない。ただし、実績については、技量が評価できるものとする。以下の内容を含んでいるものとする。また、実績については、直近を含む5件以上の実績を記載することとする。
 - ① 経験した現場の場所および大まかな数量
 - ② 経験した現場の状況
 - ③ 遭遇した現象やトラブルの状況など
 - ④ どのように工夫し対応したか
 - ⑤ 今後について（反省点、認定された場合の抱負など）

※1) 実績内の記載について、秘守義務があることから、場所等や内容については、特定できるような表記は控えるものとするが、特に問題がないような場合はその限りではない。

※2) 実績の記載において、内容説明に必要な資料が有れば添付することができる。

- ただし、返却を要しない資料であることを基本とする。（例：コア写真等）
4. 推薦者は、その被推薦者が2 項に示す要件を満足し、匠として認定されることがふさわしいものであることを吟味し推薦しなければいけない。

第4条（匠の認定方法）

1. 審査機関は、協会の技術委員会および理事会とするものである。
2. 審査について、基本的には、以下の内容およびスケジュールで進めるものとする。候補者は、提出された書類について技術委員会にて書類審査を受ける。
 - ① 書類審査・・・応募締め切り後、1 ヶ月以内で実施する。
 - ② 理事会の面談・・・理事会にて、書類審査合格後、適宜期間を設け実施する。
3. 理事会による面談により、合格者が匠として認定を受ける。
4. 認定人数は、問わない。また、認定者なしの場合もある。

第5条（提出書類について）

推薦者および被推薦者は以下の書類を一括して提出すること。

1. 「匠」の推薦（様式-1 2 社以上）
2. 推薦理由書（様式-2 2 社以上）
3. 調書（様式-3）
4. 実績（様式任意）
5. 保険証もしくは住民票写し
6. その他資料
 - ・コア写真、現場状況がわかるもの、図面 etc

第6条（提出書類の取り扱いについて）

提出書類に記載された個人情報、匠の審査および表彰以外の目的には使用しない。ただし、被表彰者については、顕彰のために、氏名、年齢、職種、功績概要を公表し、また、協会の広報誌およびホームページ等に掲載することとなるので、推薦者および審査機関あらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ること。

第7条（認定証の交付等）

1. 匠に認定されたものには、認定証が与えられる。
2. 匠に認定されたものは、協会の年次総会にて表彰され、金一封の贈呈を受ける。

第8条（その他）

1. 匠は、協会員に属するボーリング調査員に対し、必要に応じて技術を伝承する講習会等で講師を務めることができる。
2. 協会は、匠を積極的に広く社会へ紹介し、その技術レベルや品位の高さをアピールすることに努め、また、匠をはじめ地質調査業の社会的地位向上を図ることを常とする。
3. 匠に認定されたもので、業界の信頼の失墜行為があった場合には、称号を剥奪する。（失墜行為とは、禁固以上の刑、懲戒免職、秘守義務違反などをいう）

第9条（付則）

1. 本内規は、任意団体関西地質調査業協会より、平成27年4月1日より施行する。
2. 募集期間・認定方法を変更し令和6年11月6日より施行する。